

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. グリーン化の取組

使用する重機については、排ガス規制に適合したものを扱い、以下の 5 項目を遵守します。

1. 急発進・急加速・急操作の排除に努める。
2. 不要な空ぶかしを行わない。
3. 停止の際はアイドリングストップを励行する。
4. 作業効率の良い作業手順で作業する。
5. 負荷のかけすぎとなるような作業は行わない。

b. BCP/事業継続

新規事業である木材チップ製造を介して、間伐材の伐採などによる災害の抑制や災害時発生の際に積極的に災害復旧に協力をいたします。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026 年 4 月 23 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 明德

企 業 名

代表取締役 篠原 俊介

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。